

#### 4 事業費及び国庫負担額分類表

事業主体別	区分	工事費	事務費	事業費	国庫負担額	負担率	市町村数
都道府県	一般分	123,678,946	2,685,511	126,364,457	81,476,806	0.669	-
	離島分	2,227,503	45,228	2,272,731	1,755,651	0.800	-
	激甚災分	0	0	0	0	-	-
	計	125,906,449	2,730,739	128,637,188	83,232,457	0.671	-
市町村	一般分	40,574,595	1,700,629	42,275,224	26,769,545	0.670	409
	離島分	673,925	29,758	703,683	531,164	0.800	20
	激甚災分	8,751,301	266,561	9,017,862	7,508,856	0.871	12
	計	49,999,821	1,996,948	51,996,769	34,809,565	0.707	441 (419)
管理組合	一般分	10,249	461	10,710	8,078	0.800	-
	離島分	0	0	0	0	-	-
	激甚災分	0	0	0	0	-	-
	計	10,249	461	10,710	8,078	0.800	-
一部事務組合	一般分	0	0	0	0	-	-
	離島分	0	0	0	0	-	-
	激甚災分	0	0	0	0	-	-
	計	0	0	0	0	-	-
合計	一般分	164,253,541	4,386,140	168,639,681	108,246,351	0.669	409
	離島分	2,901,428	74,986	2,976,414	2,286,815	0.800	20
	激甚災分	8,751,301	266,561	9,017,862	7,508,856	0.871	12
	計	175,906,270	4,727,687	180,633,957	118,042,022	0.681	441 (419)

- (注) 1 激甚災分とは、激甚災害特別財政援助額による嵩上対象事業をいう。すなわち、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害となった災害のうち、特別財政援助の交付対象となった事業をいう。
- 2 離島分とは、「離島振興法」、「奄美群島振興開発特別措置法」及び「小笠原諸島振興開発特別措置法」の適用を受ける地域の事業をいう。
- 3 市町村数の計の( )書きは一般分、離島分及び激甚災分の重複を除いたものである。
- 4 国による代行分を含む。